

# 許せない！！ 現場の声を無視

## 「給特法一部改正案」が今国会で可決・成立

### たたかいの場は、各自治体へ

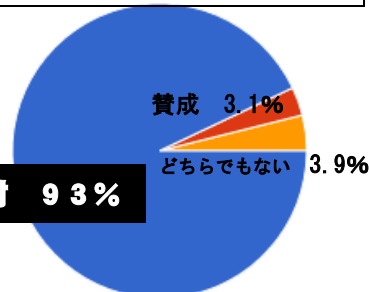
### 決して、導入させません！

1年単位の  
変形労働時間制



12月4日、午前、参議院本会議が開催され、「給特法一部改正法案」採決に当たっての討論が行われました。横沢高德議員（立憲・国民、新緑風会・社民）、吉良よし子議員（日本共産党）が反対の立場で討論、梅村みずほ議員（日本維新の会）のみが賛成の立場で討論しました。その後、採決が行われ、**賛成159、反対81**で法案が可決しました。

変形労働時間制導入について



道教組・高教組実施

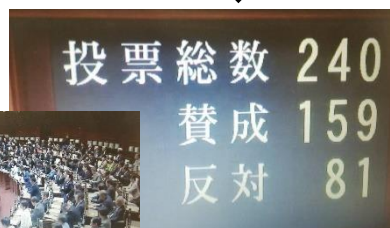
のアンケートより（回答128）

国会と現場の  
思いの乖離



この後は、各自治体ごとに条例で定め（来年度にかけて）、導入について決めることになっています。まずは、条例制定を阻止するたたかいです。また、条例が制定されたからと言って、一方的に導入をしてよいというものではなく、国会の審議でも「学校の意向を踏まえ」と答弁しており、現場から導入「NO」の声をあげることで、導入させないことができます。

本来、1年単位の変形労働時間制は、職場ごとに労働者と使用者の合意に基づいて締結するものです。国会の審議でも明らかになったように、1年単位の変形労働時間制では、超勤解消に結びつかないばかりか、教職員の勤務労働条件の不利変更です。今後、この問題を職場でさらに広げ、私たちが望む超勤解消を求めていきます。



参議院本会議



### 参議院本会議の討論の要旨

#### ○反対討論

横沢議員

「導入の趣旨は夏休み期間の休日の確保だが、教員は、夏休みを含め超勤です。しかも、労使協定によらず、条例制定によって導入できるとした本法案は大問題。現場の教員が望まないにも関わらず、導入の不安は払拭されなかった。処遇改善と定数改善が現場の大多数です。」

吉良議員

「給特法に手を付けずに、どうやって超勤を解消するのか？そこには、一切手をつけずに、変形労働時間制を入れる理由はどこにあるのか？恒常的な超勤が蔓延している職場に導入する余地はありません。さらに、管理職の負担も増える。超勤がより深刻な管理職の負担を増やすことになっておりえません。」

#### ○賛成討論

梅村議員

「先生方と部活動の負担軽減のため、付帯決議で部活動指導員の増員を提案します。この付帯決議があることが、この法案に賛成する理由です。」



2019/12/4

No.15

発行：道高教組  
道教組書記局

## 緊急シンポジウム

### 「1年単位の変形労働時間制の問題点を考える」

講演：工藤祥子さん

（神奈川県通労死等を考える家族の会代表）

「給特法改正案」国会審議の参考人として反対の意見陳述



11月12日 衆議院文部科学委員会  
で反対の意見陳述をする工藤さん

「一貫した現場の声は、過重労働防止に必要な教員の増員と業務の削減を求めるものです。これが充実していたら、夫は過労死しなかったかもしれない、子どもたちはもっと先生と話せたり、しっかり準備された授業を受けられるでしょう。」  
（衆議院文部科学委員会・意見陳述より）

国会で反対の意見陳述をした工藤さんが、組合へ、北海道へ思いを伝えます。

日時：12月14日（土）  
時間：11:00～12:30

※「教育全国署名」全道署名集約集会との共催  
場所：高等学校教職員センター

4階大会議室（中央区大通西12丁目）

内容

講演 工藤祥子 さん

報告1 労働法制の視点から

報告2 私立高校の実態から

12.14  
結集しよう！！